上牧町ふるさと納税協力事業者及び返礼品募集要領

≪　令和８年４月１日～　≫

上牧町　総務部　企画財政課

1　募集概要

上牧町では、ふるさと納税を寄附いただいた町外在住のかたに返礼品として、特産品（地場産品）を贈呈しています。

ふるさと納税制度を活用し、町の魅力の全国への PR や特産品の販路拡大による地域経済の活性化、町の歳入確保を図るため、ふるさと納税返礼品として商品やサービス等を提供していただける事業者を募集します。

2　ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、2,000 円を超える部分について、その一定限度額まで所得税と合わせて個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。

寄附を受けた自治体は寄附者に対し、寄附額の 3 割以内の価値の地場産品を返礼品として贈呈することができます。

※　制度の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

3　事業者のメリット

- 返礼品は「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載され、全国に向けて商品やサービスの PR ができます。
- ふるさと納税の寄附者に贈呈する返礼品での販路拡大が期待できます。
- 商品発送時に、チラシやパンフレットを同封することができ、全国のかたに事業者・商品の PR ができます。
- 返礼品の送料やふるさと納税ポータルサイト利用料は町が負担します。

4　返礼品の提供価格及び寄附金額の設定

「返礼品の提供価格」には、商品代金のほか、梱包費用等の商品の発送に必要な経費を含めるものとします。（この提供価格に基づいて、代金をお支払いします。）

「寄附金額の設定」は、「返礼品の提供価格」に 3 分の 10 を掛けた額を基礎とし、そのほか、送料やポータルサイト利用料等を見込んだ「募集に要する費用」が寄附額の 5 割以内となるように、町が定めます。

※町が定めた寄附設定額は、ふるさと納税制度の改正や配送料の変更等に合わせて、予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。

5　申請の要件

（1）協力事業者の要件

返礼品の提供を行う事業者（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とします。

（a）町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のうちいずれかを有する法人、個人事業者（以下「法人等」という。）であること。ただし、所在地が町外であっても、町内で生産された農水産物等を原料に加工、製造及び販売を行い、町を PR していると認められる場合は、この限りでない。

（b）各種法令を遵守し事業を行っていること。

（c）町税等の滞納がないこと。

（d）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団員が実質的に経営を支配する又は同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等をいう。）に該当しない者であること。

（e）インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。

（2）返礼品の要件

返礼品は、原則として、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

（a）総務大臣が定める基準（地場産品基準）に該当すること。

（b）「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大臣通知）に該当しないこと。

・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、通信料等）

・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、楽器、自転車等）

（c）町の魅力発信又は地域産業の振興につながるものであること。

（d）食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守しているものであること。

（e）品質及び数量において、一年を通じて安定した供給が見込めるものであること。ただし、返礼品の提供期間内に確実な供給が見込めるものである場合は、季節又は数量が限定されるものも対象とする。

（f）飲食物の場合は、寄附者に返礼品到着後 5 日程度の賞味期限又は消費期限を有していること。

（g）町が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者において商品の取扱いができること。

（h）町から上牧町ふるさと納税業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）が指定する宅配業者による配送（町と協議の結果、町が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能な返礼品であること。

（i）返礼品に関する説明文、写真等の情報について、ポータルサイトへ掲載が可能であること。

※（1)、(2）について、それぞれ要件に適合していても、町が適当でないと認めた場合は選定しないことがあります。

6　申請方法

（1）提出書類

（a）協力事業者の登録

・上牧町ふるさと納税協力事業者登録申請書（第１号様式）
・事業者概要、活動内容が分かる資料（パンフレット等）
　※申請書（第１号様式）にホームページの URL を記載し、その中で事業概要等が確認できる場合は、「事業概要、活動内容が分かる資料」の提出は不要とします。
・事業者登録における誓約書（第１号様式別紙１）**※署名もしくは記名押印必須、原本郵送**

（b）返礼品の登録

・上牧町ふるさと納税返礼品登録申請書（第２号様式）
・返礼品情報補完書（第２号様式別紙１）※返礼品に色やサイズ違いがある場合のみ
・当該製品の価値の過半が上牧町内で生じている旨の証明書（第２号様式別紙２）
　※総務省が示す地場産品基準第３号に該当する場合のみ
・返礼品の写真

※当該製品の価値の過半が上牧町内で生じている旨の証明書（第２号様式別紙２）の内容については、公表を行います。
※返礼品ごとに申請書を作成してください。同一商品で色やサイズが異なるもの（提供価格・配送サイズが変わらないもの）を登録する場合は、「返礼品情報補完書（第２号様式別紙１)」を提出してください。
※写真については、名前に製品名・色を書いてください。
※既に登録済みの協力事業者が、新たに返礼品を追加したい場合は、(b）の書類を提出してください。

（2）提出先

企画財政課　総合企画係
※原則、電子データ（メール：seisaku@town.kanmaki.lg.jp）により提出してください。

（3）結果の通知

協力事業者又は返礼品の登録に関する結果については、「上牧町ふるさと納税返礼品等登録内容決定通知書（第３号様式)」により通知します。

※登録の承認を受けた協力事業者は、委託事業者と返礼品の提供等に関する契約を締結する必要があります。契約やポータルサイト掲載に関する案内については、登録承認後に委託事業者から電子メールにより連絡します。

7　登録事項の変更

協力事業者又は返礼品の登録に関して、「登録内容の変更」又は「登録の取りやめ」を行う場合は、以下の書類を提出してください。原則として、書類の提出は事実が発生する 1 か月前までに行ってください。提出の遅れにより不利益が生じた場合、町は責任を負いません。

（a）登録内容の変更

・上牧町ふるさと納税返礼品等登録内容変更届出書（第 4 号様式）

（b）登録の取りやめ

・上牧町ふるさと納税返礼品等取りやめ届出書（第 5 号様式）

※上記届出を受理し、その内容を承認したときは「上牧町ふるさと納税返礼品等登録事項変更承認通知書（第 6 号様式）」により通知します。

8　登録の有効期限及び更新

協力事業者として登録される期限（以下「有効期限」という。）は、申請を行った年度の翌年度の 9 月 30 日までです。有効期限以降も引き続き登録を希望する場合は、「上牧町ふるさと納税協力事業者登録更新申請書（第 7 号様式）」と「当該製品の価値の過半が上牧町内で生じている旨の証明書（第 2 号様式別紙 2)」の提出が必要となります（更新期間は 1 年間：10/1～翌年 9/30)。

※登録更新に関する手続きについては、町から電子メールで案内を行います。（時期：申請を行った年度の翌年度の 4 月から 5 月の間）

※電子メールに記載する期日までに申請がない場合は、協力事業者及び返礼品の登録を廃止します。

※上記届出を受理し、その内容を承認したときは「上牧町ふるさと納税協力事業者登録更新承認通知書（第 8 号様式）」により通知します。

9　登録の抹消

次に掲げる要件に該当した場合は、登録の有効期限内であっても、協力事業者又は返礼品に係る登録を抹消します。抹消を決定したときは、「上牧町ふるさと納税協力事業者・返礼品登録抹消通知書（第 9 号様式)」により通知するものとします。

（a）申請内容に虚偽があったとき。
（b）本要領に定める要件を満たさなくなったとき。
（c）町、寄附者その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
（d）（a）から（c）までに掲げるもののほか、寄附者からの苦情が著しく多い等の協力事業者又

は返礼品としてふさわしくないと判断されるとき。

(e) 返礼品の生産、製造若しくは販売が停止となったとき又は返礼品の製造者以外が協力事業者となっている場合であって、町の返礼品とすることについて、当該製造者の同意が得られなくなったとき。

10　個人情報の取扱い

協力事業者は、この事業の業務を処理するために知り得た個人情報を厳重に取り扱うものとし、寄附者の個人情報はふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用してはなりません。

11　その他

本要領に定めのない事項又は本要領の内容等に疑義が生じた場合は、町及び協力事業者で協議のうえ解決するものとします。

12　問合せ先

上牧町総務部企画財政課　総合企画係
所　在　地：〒639-0293　奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3350
電　　　話：0745-76-2502
ファックス：0745-76-1002
電子メール：seisaku@town.kanmaki.lg.jp